

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第15回農業委員会総会議事録

令和6年9月27日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	6	千葉 義則	委員
	8	山越 透	委員

事務局 長	<p>只今から、第 15 回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16 名中 10 名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、6 番千葉委員さん、8 番山越委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第 3 条の 3 の規定による届出があったので受理し、受理通知書 を交付したので報告します。</p> <p>番号 1 土地の所在が栃木 582 番 1 外 11 筆、現況地目、畑が 105,076 m²、採草放牧地が 28,383 m²、合計面積 133,459 m²、届出者 栃木 ●●●●さん、旧所有者が●● ●●さん、権利取得日が令和 6 年 4 月 23 日で相続です。権利の種類及び内容は所 有権、あっせん希望は無です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
議 長	<p>報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案の審議に入ります。 議案第 1 号 農地法第 3 条による許可申請について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条による許可申請について 農地法第 3 条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、可否について 審議願います。</p> <p>番号 1 土地の所在が大成 355 番 18、現況地目が畑で面積 12.02 m²、地上権の譲渡人が北 海道、譲受人が佐呂間町、経営面積無しで、無償による譲与です。この事業は営農 用水埋設管施設設置後、地上権を北海道が設定し、佐呂間町にその管理運営のた め権利を譲与するもので国、都道府県については農業委員会の了承なく設定でき るのですが、地方公共団体等に関しては農業委員会の許可がいるものです。 また、許可要件として農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号よる地方公共団体が権利 を取得する場合、公用または公共用に供すると認められることとなっております。 大成 355 番 18 の土地の所有者は●●●●さんです。 この案件につきましては、8 月 28 日関係農業委員さんと立ち会いのもと書類審査 及び現地調査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(1 ページ) です。 申請地につきましては、国道 3 3 3 号沿い、大成 6 線沿いの土地となっております。</p>

	<p>以上です。</p>
	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 議案第1号は原案どおり決定いたします</p>
<p>議 各 議</p>	<p>長 委員 長</p> <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
<p>議</p>	<p>長</p> <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1. 利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 750 番外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 39,032 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 9 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 215,000 円、10 ㎡当たり 5,500 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 7 日から 2 回実施しております。 図面で説明いたしますと（2 ページ）です。 申請地につきましては、仁倉 1 2 号道路沿いの土地と、仁倉 9 線沿い付近の土地となります。</p> <p>番号2. 利用権の設定等を受ける者が、若佐 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が武士 ●●●●さん。土地の所在が武士 313 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 77,469 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 9 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 351,000 円、10 ㎡当たり 4,500 円で、新規のあっせんです。 あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 29 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（3 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道武士 3 9 号線、町道武士 3 8 号線交差点沿いの土地となります。</p> <p>番号3. 利用権の設定等を受ける者が、若佐 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が武士 315 番 2、現況地目が畑で面積 35,017 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 9 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 59,000 円、10 ㎡当たり 1,700 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 29 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（3 ページ）黄色枠の土地です。 申請地につきましては、町道武士 3 9 号線、町道武士 3 8 号線沿い、番号 2 の隣接地となります。</p>

		以上です。
議 長		事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。何か質問等、ありませんでしょうか。
青 野 委 員		番号2と3は、地目上は別になっていますが、1枚の畑だと思いますが、地目毎の貸借料に開きがあるのはなぜですか。
山 越 委 員		林側の農地は、林地が含んでいることで使用できる面積が表示面積より少ないことと、傾斜があるため、林側の農地と反対側の農地と比べ10a当たり単価が下がりました。
平 川 委 員		番号1・2・3とも委員会総会に提案する時期が遅くなったのはなぜですか。
事 務 局		番号1は、農業者年金の手続きにより、●●●●さんが当町の他に北見市常呂町にも土地を所有していたために、常呂町の賃貸借契約が出来るのを待ち、当町の賃貸借等の契約が最後になるように調整していました。先月、常呂町の賃貸借契約が出来たので、今回、議案として提案することが出来ました。番号2・3は、所有者が麦を植えていたために、その収穫が終わるのを待っていたために、今回の提案となりました。
議 各 議	長 員 長	他に質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 議案第2号は原案どおり決定いたします
議 各 議	長 員 長	各委員さんの方から何かありませんか。 ———ありません——— なければ第15回農業委員会総会を終ります。

